

令和元年第3回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 元 年 11 月 18 日（月曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定の件

第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度四万十町一般会計
補正予算（第3号））

第4 議案第71号 小久保川上池災害復旧工事請負契約の締結について

第5 閉会中の継続調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第5まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（15名）

1 番	酒 井 祥 成 君	2 番	槇 野 章 君
3 番	林 健 三 君	5 番	緒 方 正 綱 君
6 番	武 田 秀 義 君	7 番	吉 村 アツ子 君
8 番	味 元 和 義 君	9 番	水 間 淳 一 君
10 番	中 屋 康 君	11 番	岩 井 優之介 君
12 番	田 邊 哲 夫 君	13 番	堀 本 伸 一 君
14 番	村 井 眞 菜 君	15 番	橋 本 章 央 君
16 番	下 元 昇 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（1名）

4 番 古 谷 幹 夫 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 中 尾 博 憲 君 副 町 長 森 武 士 君

政 策 監 山 脇 光 章 君
会 計 管 理 者 樋 口 寛 君
危機管理課長 川 上 武 史 君
農林水産課長 池 上 康 一 君
税 務 課 長 松 田 好 文 君
建 設 課 長 吉 岡 範 満 君
環境水道課長 宮 本 彰 一 君
教 育 次 長 熊 谷 敏 郎 君
学校教育課長 西 谷 典 生 君
代表監査委員 田 邊 幹 男 君
大正・十和診療所事務長 川 村 裕 之 君

大正地域振興局

地域振興課副課長 北 村 耕 助 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君

政 策 監 浜 田 章 克 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 清 藤 泰 彦 君
企 画 課 長 山 本 康 雄 君
にぎわい創出課長 植 村 有 三 君
町 民 課 長 本 山 桂 三 君
健康福祉課長 野 村 和 弘 君
教 育 長 川 上 哲 男 君
生涯学習課長 林 瑞 穂 君
農業委員会事務局長 西 田 尚 子 君
総務課財政班長 津 野 博 君

町民生活課長 佐々木 優 子 君

町民生活課長 細 川 理 香 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 長谷部 卓 也 君 次 長 三 宮 佳 子 君  
書 記 友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和元年第 3 回四万十町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、4 番古谷幹夫君から欠席届があっております。

報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1 番酒井祥成君及び10番中屋康君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の11月15日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

1 番、議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めましておはようございます。議会運営委員会から協議の結果についてご報告を申し上げます。

去る11月15日に議会運営委員会を開催し、第 3 回四万十町臨時議会会期日程については本日 1 日限りと決定しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告は本日 1 日間であります。

お諮りします。

令和元年第 3 回臨時会の会期は委員長報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、令和元年第 3 回臨時会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 3、承認第 8 号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第8号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年10月17日付で専決処分に付しました、令和元年度四万十町一般会計補正予算（第3号）につきまして、同条第3項の定めによりご報告すると共に、議会の承認を求めるものでございます。

今回、専決処分に付しました令和元年度四万十町一般会計補正予算（第3号）につきましては、10月の台風19号災害に伴い、海岸に堆積した土砂や河川への流入ごみの撤去、農林水産施設等の復旧・修繕など、被災後直ちに必要となる経費と共に、転覆漁船の廃船に対する支援となっており、合わせて300万円の追加計上を行っております。

また、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおり、基金繰入金250万円を始め、建物災害共済保険料収入10万4,000円となっており、なお不足する財源39万6,000円につきましては、普通交付税の留保分に対応することとしております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ300万円の追加補正となり、これによる累計予算額は歳入歳出それぞれ183億5,900万円となっております。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） これで提案者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま町長から専決処分の内容について報告をいただきましたが、説明資料をいただいています。今、町長も提案の中で言われましたように、この中で転覆漁船の廃船に対する支援を行う必要が生じたことによりということを書いていますが、支援というのは、具体的には全額、廃船に対する撤去の金額に対して幾らかの支援という形で日本語を読んでいいのかなのか。その支援たるものはどういう支援なのかについて、お答えをいただきたいというように思います。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。廃船漁船の減災対策ということで、資料の6ページ目でございますけれども、この予算についてでございます。

事業といたしましては、もともとございます、この事業を活用してということになりますけれども、支援の内容につきましては、廃船する場合に解体撤去が必要になりますので、その分の事業費の2分の1を支援をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、担当課長のほうから答弁いただきました。2分の1の支援ということですが、当然、持ち主がおられて、持ち主が半額を出すという読み方でいいのか、思うわけですが、よく都会では持ち主の分からないような、プレジャーボートを含めて、非常に問題になっている地区もあるわけです。当然、今回の場合は、所有者がいて、所有者が半分の金額を補填するということの理解でよろしいかどうかだけお答えください。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。ただいまご指摘のとおり、2分の1については、所有者の方がご負担いただくということになっておりますけれども、内容といたしまして、実際は修繕して使われる場合ということも想定されますし、担当課といたしましては、その後、もし放置をされまして2次被害でありますとか、今後の災害対策ということも考慮いたしまして、今回、事業で支援をすると決めたところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第4、議案第71号小久保川上池災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第71号小久保川上池災害復旧工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年6月の梅雨前線豪雨により堤体が決壊いたしました西原地区の小久保川上池につきましては、農林水産省の補助事業により災害復旧工事を行うこととしております。工

事の実施に際しましては、10月1日、地域密着型一般競争入札の公告を行いましたところ、2者からの入札参加申請があり、参加資格の確認後、10月31日に2者による一般競争入札に付しました。

その結果、有限会社トシマ建設が7,670万円をもって落札いたしましたので、落札価格に10%の消費税及び地方消費税767万円を加えた8,437万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第71号の工事請負契約の締結について質問をしてみたいと思いますが、資料をいただきました。それを見ると、予定価格が7,674万円に対して、落札決定金額が7,670万円、差額が4万円、落札率が99.94%、ほぼ100%に近い落札金額になっています。

その中で、今、町長から提案があったように、二つの業者から応募があったということですが、これは地域密着型ということですので、町内の建設業者ということの内容だと思うわけですが、町長、この今、年末を控え、年度末前の中でそんなに応募がないというのは、たった2業者で本当の競争になったのかどうなのか。100%に近い落札率ですので、本当に競争原理が働いているのかどうなのかということを、私はこの数字を見て思うわけですが、もう少し応募があるような形の競争が、私は必要ではないかなと、幾ら地域密着型とはいえ、もう少し参加があって競争の中で金額が決定されるというのがもう少し、私は入札の仕方としてはいいのではないかなというように思うわけですが、そんなにほかの業者、応募することがないほど仕事があるのかどうなのか。私はちょっと疑問を持っていますが、その点、町長、認識として、2業者での入札というのは本来はどうなのかなと私は思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 12番議員のほうから、競争原理が働いているのか、あるいはもう

少し参加があつてしかるべきではないかといった視点でのご質問であります。

今回、このため池工事につきましては、三回目の入札ということになっています。

ちょっとお時間をいただいて詳しく説明もしていきたいと思いますが、まず一回目が去年の5月24日に、5,000万円以上の工事ということでありましたので、一般競争入札の参加条件としまして、B等級以上で、特定建設業の許可が必要であり、さらには1級の専任技術者を求めておりました。このときに、対象となる事業所は町内で14者でありました。

結果的に不調ということに終わったわけですが、二回目が、今年の2月28日に行いまして、同じくB等級以上、いわゆる格付け等級ですけども、B等級以上で、この場合には特定を外させていただきました。結果、19者で、応募のあった事業所は2者ということです。

今回、三回目になるわけですけども、前回と同じように特定建設業の許可要件を外しておりまして、結果、19者のうち2者が応札したということであります。町としましては、B等級以上19者に受注機会を確保したということでもありますので、その分におきましては、各事業所の判断、入札に参加する判断があつたかと思います。

落札率に関わってまいりますけども、予定価格が事後公表ということでもありますので、各事業所によっては、入札後に入札記録なんかの閲覧をしております。それによって、予定価格を一定、把握をすることができますので、高い率での落札となつたわけであります。競争原理が働いているというふうに認識をしているところです。

最終的には各事業所が一定の利益を、これだけは、これくらいは確保できるというところでの落札率の結果であるというふうに認識をしているところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 副町長から答弁いただきました。入札に参加できる業者がだんだん増えてきたということの中で、なぜ参加しないのかというのが、それぞれ理由があろうかと思いますが、ある面では、利益率が低いので2回とも不落になつたという見方なのかどうなのか。2業者あればいいわということよりも、税金ですので、できるだけ、落札は、金額が少なければ、またほかの事業にも回せる可能性があるわけです。19業者が参加できるのに、2業者しか参加しないというのは、それぞれ理由はあつて参加を取り止めたということだろうと思うわけですが、何ゆえか、そういう事後に、17業者も参加しないという理由が何かあるのではないかなと思うわけですが、そこらあたりはもう少し、今

後、問題として、やっぱり原因を探ってみて、もう少し業者が参加できるということにしないとどうなのかなというふうに私自身は思うわけです。2業者あればいいわという、執行部の考え方なのか、もう少し参加するためにはどうあるべきかということも、事後の調査をしていただいて、原因も探ってみた上で、もう少し参加しやすいような、金額なのか分かりませんが、そこらあたり、もう少し調査をしてほしいなと思うわけですが、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正に12番議員のご指摘のとおりだと思います。私もそこが非常に気になりまして、業者の聞き取りというのを私はできておりませんが、県下全般のちょっと状況をつかんでみますと、やはり土工事が一番のネックだというふうに思います。

特に第一回目の入札においては、5月1日ということで、非常に雨期にかかる。で、そうすると歩掛かりを見てみますと、非常に、一定の単価しか出てないです、機械のリースなんかも。だから、雨期にかかる工事は全県下的に、やはり入札参加者が少ないというふうに聞いておりますし、加えて不調という形で終わっております。

我々も2回不調でございましたので、そういった原因も究明をしながら、先だって、高知市で農林水産省の設計課のほうで、懇談会があったということで、この事情はしっかり伝えていきます。やはり、特にこの太平洋側においては雨期が非常に雨が強いので、機械を借りておいてずっと据えておくと、それがマイナスになるというような結果があるようです。

これは、本当に、その辺はもう実績でとにかく歩掛かり、また変更がきくような形でやってもらわないと、なかなか入札参加者が少ないですよということもしっかり伝えておりますし、設計課のほうでも今後、検討していくということをご返事をいただいておりますので、そういった事情が背景にあるというようには捉えておるところです。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号小久保川上池災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前9時51分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、訂正を行いたいと思います。

日程第3、承認第8号につきまして、承認の行為が抜かっておりましたので、改めて承認を行いたいと思います。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認をいただきました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第5、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました、お手元に配付しております申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和元年第3回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前 9 時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

四万十町議会議長

令和    年    月    日

四万十町議会議員

令和    年    月    日

四万十町議会議員